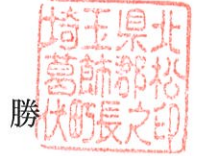


まち第 459 号
令和 5年11月28日

松伏町下水道事業審議会会長 様

松伏町長 鈴木



諮 問 書

松伏町下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下水道使用料の改定について
諮問いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

【諮問の趣旨】

本町の下水道事業は、令和2年4月より地方公営企業法の一部を適用しましたが、
経費回収率が低水準で推移しております。使用料体系は、平成30年の改定から5年
が経過しており、現在収支の不均衡が生じていることから、下水道使用料の適正化の
ため下水道使用料の改定について諮問いたします。